

令和6年分

★ News 個人事業者の「消費税」の確定申告のポイント

個人事業者の令和6年分消費税及び地方消費税の確定申告の申告・納付期限は、令和7年3月31日(月)です。令和5年10月1日スタートした「インボイス制度」(適格請求書等保存方式)の経過措置を含め、申告のポイントは次のとおりです。

・所得稅の確定申告

令和7年3月17日まで

・消費税(個人事業者)の確定申告

令和7年3月31日まで

【個人事業者で、消費税の確定申告が必要な人】

① インボイス(適格請求書)発行事業者の登録を受けている人

※ インボイス発行事業者の登録を受けた人は、基準期間(令和4年分)の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。

※ インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった人は、税負担の軽減措置として、仕入税額控除の金額を「売上に係る消費税額の80%」(特別控除税額)とし、納付すべき消費税額は、売上に係る消費税額の20%(2割)とする「2割特例」の適用を受けることができます。

その年の前前年。令和6年分の基準期間=令和4年分

② 基準期間(令和4年分)の課税売上高が、1,000万円を超えている人

③ 基準期間(令和4年分)の課税売上高が、1,000万円以下で、令和5年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している人

※ 基準期間(令和4年分)の課税売上高が1,000万円以下で、令和5年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出していない人は免税事業者であるため、消費税の確定申告はできません。

④ 上記②及び③に該当しない場合で、特定期間(令和5年1月1日~令和5年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超えている人

前年の1月1日~6月30日。令和6年分の特定期間=令和5年1月1日~6月30日

★ News 帳簿・書類等の保存期間について

経理税務関係の書類は、税法や会社法など法律で保存期間が定められていますが、法定期間にかかわらず、法人の定款や登記関係、重要な財産の得喪に関する書類・契約書、官公庁からの許認可など永久保存が必要とされるものもあり、留意して下さい。

【保存期間 … 7年(税法で定められている)】 ←→ その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間

- ・「帳簿」・総勘定元帳、現金出納帳、仕訳帳、売上帳、仕入帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳など
- ・「書類」・貸借対照表、損益計算書、棚卸表、注文書、契約書、領収書など

欠損金の生ずる事業年度は、帳簿書類の保存期間は10年

【電子帳簿保存法による留意点】

「電子帳簿保存法」は、電子計算機(パソコン等)で作成する所得税法・法人税法その他の国税に係る帳簿・書類の保存方法について定めた法律で、①電子帳簿等の保存 ②スキャナ保存 ③電子取引データの保存の3つの区分がありますが、令和6年1月1日からは、電子取引データは消さずに、ルールに従って電子保存することが義務づけられています。(→当事務所ニュース令和6年3月号)

【ポイント】取引先等との電子メール等でのやり取りで、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など(書類でのやり取りでは保存が必要な書類)に記載される取引情報が含まれるデータを受領・交付した場合、そのデータは保存要件に従って、データのまま電子保存する。

★ Memo 確定申告の振替納税・振替日

所得税 令和7年4月23日(水)

消費税 令和7年4月30日(水)

※ 銀行口座の残高に、ご注意ください。

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9 2F

税理士法人 田中・吉野会計

TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259

